

市道に工事用作業車等を設置する皆様へ

市道上に工事用作業車(クレーン車, ユニック車, 高所作業車, コンクリートポンプ車, バックホウ等)を設置する場合は, 次の点に注意してください。

- 本作業届とは別に, 所轄警察署から道路交通法第77条の許可を受ける必要があります。
- 道路敷地内に資材等を放置しないでください。汚損した際は, 速やかに道路管理者まで報告してください。道路管理者の指示の下で清掃していただくことになります。
- アウトリガーを設置する際, 木材や敷鉄板等で養生を行い, 路面を破損しないようにしてください。その他道路施設についても破損しないようにしてください。破損した際は, 速やかに道路管理者まで報告してください。道路管理者の指示の下で復旧していただくことになります。
- 工事用作業車の設置により片側交互通行とする際には, 道路幅を3 m以上確保してください。冬期間も除雪等を行い, 3 m以上確保してください。確保できない場合は通行止めとし, う回路を設定して誘導員やう回の看板を設置してください。また, その区間の住民に対し通行止めとする旨説明を行い, 了承を得るようにしてください。
- 歩行者には十分注意し, 誘導員による補助を行うか, 75 cm以上の仮歩道を設置するようにしてください。目の不自由な方が通行する際には, 一度作業を中断するなどし, 怪我などのないよう誘導員による補助をお願いします。
- 作業車設置場所とバス停が近い場合は, 各バス会社に工事の連絡を行い, バスの運行に支障がないよう打合せを行ってください。
- 平和通買物公園(宮下通から8条通7~8丁目まで)にはロードヒーティングが埋設されている箇所が多数あります。アウトリガーや車両の乗り入れにより故障する恐れがあるので, 養生しながら乗り入れるよう心がけてください。また, 重量のある作業車を乗り入れる場合には, 事前に土木管理課に御相談ください。
万一破損や故障が発生した場合は, 道路管理者の指示の下で, 原因者により補修や修理をしていただきます。
- 冬期間の作業については, 圧雪管理した路面を破損しないよう十分注意し, 破損した場合は除雪と路面の整地をお願いします。
- 本作業届による作業により, 第三者に損害を与えた場合は, 届出者の責により解決してください。
- 大規模工事の場合で大型重車両の設置が必要な場合や, 特殊な工事で作業届のみで足りるのか判断がつかない場合などは, 事前に御相談ください。

御不明な点などありましたらこちらまで



(担当)
旭川市土木部土木管理課道路占用係
TEL : 0166 - 25 - 5375

